

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (土木交通部道路課)

工事の設計等については、準拠している県の要領のより一層の厳格な運用を図るとともに、当初設計においても、より精度の高い設計をめざすよう指導した。

監査結果報告年月日 平成20年3月24日

監査の意見

(2) クリーンセンター滋賀の経営について (財団法人滋賀県環境事業公社)

財団法人滋賀県環境事業公社が平成16年10月に環境大臣から整備計画の認定を受け、建設に取り組んできた産業廃棄物管理型最終処分場「クリーンセンター滋賀」については、平成19年度開業に向け事業を進めてきたが、関連する道路整備工事が平成20年秋に完了する見込みであり、施設の供用開始はその後となる予定である。

当初の開業予定である今年度に入り、最終処分量が、当初計画の年間受入見込量である6万7千トン確保できず、2万トン程度となることが明らかになったことから、運転資金の確保や事業資金の償還など公社経営に影響を及ぼす懸念がある。

このような中、県は、開業後3年程度の間、実際の受入状況、企業立地の動向等を見極めながら、公共関与をより強め支援することにより、経営基盤の確立に努めることとしている。

については、「安全性と信頼性のモデルとして、循環型社会形成の一翼を担う役割を果たすとともに、生活環境の保全と産業活動の持続的な発展に寄与」することをうたう「クリーンセンター滋賀」の経営の健全化に向け、県とも十分連携の上、的確な対応を図られたい。

当該監査の意見に基づき「財団法人滋賀県環境事業公社」が講じた措置の内容

当公社を取り巻く経営環境は大変厳しい状況であり、各種リサイクル法の施行や企業のゼロエミッションの取り組みなどの進展に伴い、産業廃棄物最終処分量が大幅に減少するなかで、「クリーンセンター滋賀」に係る当初計画の受入量を確保していくことは極めて困難となったことから、既に着工していた第1期施設整備工事の見直しを行うなどにより事業費の削減を行った。また、平成20年4月には、当公社の執行体制を見直し、所定の手続きを経たうえで、役職員を減員し、当公社の本社を大津市からクリーンセンター滋賀の所在地へ移転させるなど、経費の削減および事務の効率化を図ったところである。

「クリーンセンター滋賀」は、国の基準を超える幾重ものリスクに対応した施設整備を行っており、管理運営においても、安全性、信頼性をより確実なものとするために比較的高コスト構造となることから、今後も当公社としては、「クリーンセンター滋賀」の営業活動に総力を傾注して必要な収入を確保するとともに、経営の効率化を図り、より確かな経営の実現に努めていく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (琵琶湖環境部循環社会推進課)

最終処分量が減少し、環境事業公社の経営は厳しいと予測されるものの、県内には、民間の産業廃棄物の管理型最終処分場がなく、廃棄物の適正処理や産業基盤の整備、大規模災害時の対応等の観点から、公共関与による安心・安全な施設を整備し、適切な管理運営を行っていく必要があると考えている。

従って、(財)滋賀県環境事業公社に対しては、受入量の確保など一層の経営改善への努力を要請するとともに、平成20年度は、より確かな経営が図れるよう、管理運営経費に対しては短期貸付金により、借入金償還額等の投資的経費に対しては出捐金により支援を行うこととした。

今後、開業後3年程度の間は、実際の受入状況、企業立地の動向等を見極めた上で、今後の支援の方法についても検討し、経営基盤の確立に努めていく。

監査結果報告年月日 平成20年3月24日

監査の意見

(3) 魅力ある滋賀の売り出しについて (社団法人びわこビジターズビューロー)

平成15年に社団法人滋賀県観光連盟等を改編し、本県の観光振興の中核を担う実践組織として発足した社団法人びわこビジターズビューローは、翌年、社団法人滋賀県物産振

興会および滋賀県観光土産品公正取引協議会とも統合し、名実ともに本県の観光と土産の振興を統合する総合的な組織となった。

発足後 5 年を経過し、その間、民間の視点から、PR 誌の発行や旅行商品の開発など、多くの新しい事業が展開され、一定の成果も現れてきている。

今後、滋賀そのものを国内外に売り出すための新たな魅力の発掘やその販路開拓などに向け、そのベースとなる組織・事務処理体制や人材活用のあり方も含め、効果的で創意工夫あふれる取り組みに努められたい。

当該監査の意見に基づき「社団法人びわこビジターズビューロー」が講じた措置の内容

本会は、本県の観光および土産を一体的に振興するため、民間企業等からの職員も受け入れ、首都圏からの誘客や着地型観光を促進するとともに、大型イベントを契機として湖国の観光資源や土産を積極的に発信しているところである。

今年度は、設立後 5 年が経過し、従前から取り組んできた事業について検証を行い、一定の役割を終えた事業については廃止すると共に、存続させるものについても執行方法や事務処理体制等を工夫する等相当な見直しを行った。一方で、魅力ある滋賀の発信に向けた取り組みとして、「癒し」や「ゆとり」感覚などを意識した「近江みちのくに事業」を新設するとともに、随所で環境先進県を意識した広報・誘客活動を展開する。また、中国湖南省と滋賀県との友好姉妹提携 25 周年を迎え、中国を含めた東アジア地域からの誘客拡大に一層取り組むと共に、土産においても海外への販路拡大の足掛かりとしていくなど、観光新時代に向けた戦略的で効果的な事業展開を図っていく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (商工観光労働部商業観光振興課)

滋賀の新たな魅力の発掘や新しい滋賀の観光振興を図っていくため、発足後 5 年間の事業を総括し、再検証するとともに、今後の組織・事務処理体制および人材活用について改善策を検討し、新たな観光誘客につながるような事業展開を図っていくように指導した。

